柏市バスケットボール協会　報奨金規定

（目的）

第１条　この規定は、柏市のバスケットボール活動を奨励し、バスケットボールの普及・向上に資することを目的として、柏市バスケットボール協会（以下、「協会」という）の予算の範囲内で報奨金を交付する。

（対象大会）

第２条　対象の大会は、下記の各号に規定する。

（１）全国大会

（２）関東大会

（３）その他上記（１）（２）と同等の大会と協会が認めるもの

（対象チーム）

第３条　対象のチームは柏市に住所を有するチームとする。

（報奨金の額）

第４条　報奨金の額は、下記の各号に規定する。

（１）全国大会は２万円

（２）関東大会は１万円

（交付申請）

第５条　報奨金の交付を受けようとするチームは、別記１の「報奨金交付申請書」に出場する大会要項、その他参考となる書類を添付して協会に提出しなければならない。

（結果報告）

第６条　報奨金の交付を受けたチームは、大会終了後、その結果を協会に報告しなければならない。

（付則） この規定は、平成３０年８月１日より施行する。

別記１

柏市バスケットボール協会　会長　殿

報奨金交付申請書

柏市バスケットボール協会報奨金規定に従い、以下に記載の大会に出場するため、報奨金の交付を申請する。

申請日　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チーム名 |  | |
| 申請者 |  | |
| 申請者の住所 |  | |
| 申請者の連絡先電話番号 |  | |
| 出場する大会名称 |  | |
| 報奨金の交付先 | 銀行名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座番号 |  |
| 名義 |  |

以上